

自動車関係諸税の諸課題の解消および、新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための負担軽減に関する意見書

私たちの生活必需品である自動車には、取得・保有・走行の各段階において複雑かつ過重な税負担が課せられており、平成 21 年度の旧道路特定財源の一般財源化により平成 22 年度の税制大綱にて暫定税率が廃止となった後も「当分の間税率」として残置されるなど、課税根拠が喪失しているにもかかわらず実質的負担は軽減されていない現状にあります。

令和元年 10 月の消費税率引き上げ以降の新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、日本経済は正に正念場を迎えている中で、自動車が無くては生活できない地方都市圏の交通事情や高齢者の移動といった課題の解消、勤労者や生活者に重要な交通手段である自動車の税制を簡素化し負担軽減することは、地方経済活性化の切り札ともなり得ます。

加えて、今回の新型コロナウイルス感染症により、東京一極集中の脆弱さが顕著となり地方分散の推進の重要性が強く認識されることとなりました。ウィズコロナ・アフターコロナにおける「新しい生活様式」を踏まえた社会像を実現するためには思い切った社会構造の変化が必要であり、地方分散の推進は、地方税収の改善、地方経済の活性化や富の偏在是正に向けた中間層復活のための税制に繋がる好機とも捉えられます。

よって、自動車ユーザーの視点に立った生活減税、雇用・経済対策、不条理で過重な自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の着実な実現を政府に求めると共に、社会構造の変革を見据えるにあたって大きな変貌を迎えるであろう「自動車（四輪車・二輪車）の在り方」を踏まえた、社会像及び経済構造の検討を行うことを強く求めます。

記

一．自動車に係る税の簡素化・負担軽減を図ること

- 1) 自動車重量税は廃止を前提に、まずは「当分の間税率」を廃止する
- 2) 自動車税・軽自動車税（四輪車など・二輪車）の環境性能割を含めた税額引き下げによる負担軽減措置を講ずる
- 3) 燃料課税においても「当分の間税率」の廃止、複雑な燃料課税の

簡素化、ガソリン税や石油ガス税に対しても消費税を課している
「タックスオンタックス」を解消する

- 4) 自動車関係諸税の国税部分について、地方への移譲などを伴う負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減を目指す

一. 自動車の使用に係るユーザー経費負担の軽減を図ること

- 1) 自動車に係る経費の所得税控除の対象化（自動車任意保険など）
- 2) 高速道路料金の引き下げ
- 3) サポカー補助金の年齢制限の拡充（全年齢）

一. 新たな社会構造への転換が円滑に進むためにも地方独自の減税措置が施された際の国税からの譲与等を検討すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月28日

日 野 市 議 会